

平成 18 年 11 月 16 日

農林水産省における地球温暖化対策の加速化について

1. 基本的考え方

平成 17 年 2 月の京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、この計画に基づき、関係省庁が温室効果ガス排出削減対策等を推進しているところである。

しかしながら、2005 年度の温室効果ガス総排出量は基準年（1990 年）比で 8 % の増加となっており、第 1 約束期間（2008 ～ 2012 年）の 6 % 削減約束の達成は非常に厳しい状況となっている。

このため、農林水産省における地球温暖化防止施策の点検を行い、当省における地球温暖化対策の加速化の方針を作成し、6 % 削減約束の達成に向け努力する。

2. 対象となる施策と検討の方向

対象となる施策	検討の方向
① 京都議定書目標達成計画に位置付けられ、削減目標値が設定されている施策 ○森林吸収源対策（林野庁） ○バイオマスの利活用（環境政策課、農村振興局） ○食品産業における環境自主行動計画（総合食料局）	施策の進捗状況（別紙）を踏まえ、施策の加速化を行う。
② 地球温暖化防止に寄与する施策の推進を図っているが、削減目標値が設定されていない施策 ○施設園芸や機械の省エネルギー対策（生産局） ○漁船の省エネルギー対策（水産庁） ○環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減（生産局）	新たな削減目標値の設定を行う。 新たな京都議定書目標達成計画へ位置付けることについて検討を行う。
③ 上記以外の地球温暖化防止に寄与する施策	より一層温室効果ガス排出削減が図られるよう検討を行う。

注： ①～③を取りまとめて「農林水産省における地球温暖化対策の加速化の方針」を作成する。

3. 中長期的な視点に立った地球温暖化適応策の検討

- ① 地球温暖化が世界の食料生産、我が国の農林水産業に与える影響（因果関係が明確でないものも含む。）、地球温暖化の適応策等に関する情報収集・分析（農林水産政策研究所）
- ② 地球温暖化の将来予測、我が国の農林水産業に与える影響、地球温暖化の適応策に関する調査研究・技術開発（農林水産技術会議事務局、林野庁、水産庁）

4. 検討スケジュール

平成18年12月～	中央環境審議会において、各府省の京都議定書目標達成計画の見直しに向けたヒアリングを実施。
平成19年 7月頃	地球温暖化・森林吸収源対策推進本部において、「農林水産省における地球温暖化対策の加速化の方針」を決定。
平成19年 8月末	平成20年度予算概算要求に「農林水産省における地球温暖化対策の加速化の方針」を反映。
平成20年 3月末	新たな京都議定書目標達成計画の閣議決定。「農林水産省における地球温暖化対策の加速化の方針」を反映。
平成20年 4月～	京都議定書の第1約束期間の開始。

(別紙)

地球温暖化防止施策の進捗状況について

局庁名：林 野 庁

施策名：森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進

1. 施策の進捗状況

○京都議定書目標達成計画における2010年度の排出削減見込み量

約4,767万t-CO₂ (1300万t-C)

〔条約事務局への割当量報告書(8月30日)において、基準年排出量が12億6100万t-CO₂と従来の見込みより増加したことから、基準年排出量に占める森林吸収目標の比率は3.9%から3.8%へ変動。〕

○京都議定書上での「森林経営」の考え方

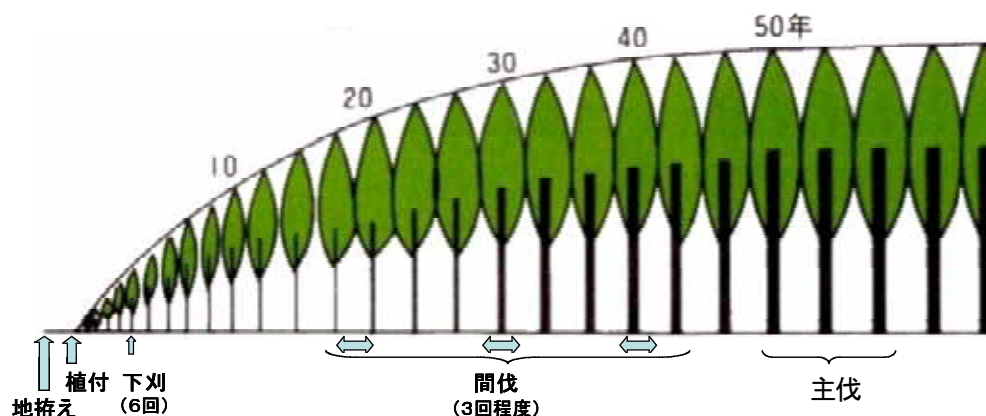
マラケシュ合意により各国は「森林経営」の考え方を整理することとされており、今年7月18日に行われた環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会等で次の考え方を採用し、8月30日に条約事務局へ報告。

①育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)

②天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

育成林

人工林を育成するためには、地拵え、植付け、下刈、つる切り、除伐、間伐等の作業が必要であり、それらが適切に行われた森林



天然生林

主として天然力の活用により管理・保全する森林であり、このうち、法令等に基づき、伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林

○森林整備の進捗状況

	2001	2002	2003	2004	2005
森林整備量 (万 ha)	69	68	66	58	56
(内訳)					
更新	3	3	3	3	2
下刈	26	24	22	19	17
間伐	37	39	39	34	35
複層林への誘導伐等	3	3	3	3	2

※ 森林整備量とは、更新、下刈、間伐等の施業種毎の面積の単純合計（見込み有、四捨五入の関係で計が一致しない年がある）。

※ 1300万炭素トン達成に必要な追加整備量等については、現在、森林吸収量の科学的な算定を行うために進めてきた精査した森林の成長量データ等に基づき、効果的・効率的な取組を見込んだ試算を行っているところである。

なお、本年7月の地球温暖化対策推進本部では、「森林吸収量については、森林整備等が現状程度の水準で推移した場合には、3.9%の目標を大幅に下回ると見込まれるという状況にある」と報告。

2. 課 題

京都議定書に基づき吸収量を算入することが認められるのは、間伐等適切な手入れが行われている森林に限定されており、現状の森林整備水準で推移した場合 4,767 万二酸化炭素トン（1300万炭素トン）の森林吸収目標を大幅に下回る見込みである。

森林吸収源対策を着実に推進するため、平成20年度から京都議定書の第1約束期間が始まることも踏まえ、9月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画に基づき効果的・効率的な取組を推進するとともに、関係省とも連携を図りながら安定的な財源の確保に努める必要がある。

(別紙)

地球温暖化防止施策の進捗状況について

局庁名：環境政策課

施策名：バイオマスの利活用	
1. 施策の進捗状況	○京都議定書目標達成計画における2010年目標 ・バイオ燃料導入 目標 50万kl（原油換算） 現状 ほぼゼロ ・バイオマス熱利用導入 目標 308万kl（原油換算（バイオ燃料50万klを含む）） 現状 68万kl ○バイオ燃料の利用の促進、バイオマスタウン構築の加速化等をポイントとして、バイオマス・ニッポン総合戦略を見直し（平成18年3月31日閣議決定） ・バイオマスタウン構想公表市町村 2010年目標 300地区 現状 60地区（平成18年9月末現在） ○国産バイオ燃料の利用促進 ・経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日省議決定）にバイオ燃料の利用促進を明確に位置づけ ・平成19年度予算要求 バイオ燃料地域利用モデル実証事業を創設 目標 国産バイオ燃料を5年後に単年度5万kl以上導入
2. 課題	〈バイオ燃料の利用の促進〉 ○安倍総理からの指示を受けたことも踏まえ、国産バイオ燃料の大幅生産拡大に向けた検討を行い、関係府省一体となった取組を進める。 （検討項目） 1. 国産バイオ燃料の現状と課題 2. 諸外国の制度 3. 国産バイオ燃料生産拡大に向けた方策 ①国産バイオ燃料の最大可能量（目標設定）

- ②①を実現するための課題（研究開発、支援措置 等）
③②を克服するために必要な期間

（スケジュール）

年度内に工程表をとりまとめ、総理に報告

〈バイオマスタウン構築の加速化〉

- バイオマスタウン構想公表３００地区の目標達成に向け、未利用バイオマスの活用等により更なる加速化を図る。

(別紙)

地球温暖化防止施策の進捗状況について

局庁名：総合食料局

施策名：食品産業における環境自主行動計画	
1. 施策の進捗状況	○京都議定書目標達成計画においては、産業部門による取組として、「日本経団連及び各業界団体による CO2 の排出削減に係る自主行動計画の策定及び着実な実施とフォローアップ」を行うこととされている。 これによる排出削減見込量は、産業部門全体で約 4, 240 万 t-CO2 とされている。 ○食品産業においても、平成 9 年から自主行動計画の策定が始められ、その後、策定団体数が着実に増加して、平成 18 年 11 月では、食料品製造業 13 団体、食品流通業 1 団体、外食産業 1 団体の計 15 の食品産業団体が計画を策定している。 (注：食品流通業及び外食産業は産業部門ではなく民生部門に属する。) ○農林水産省としては、総合食料局に有識者から成る「環境自主行動計画フォローアップチーム」を設置し、平成 14 年度からその進捗状況を把握するとともに、その結果を食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会に報告している。 ○食品製造業においては、食の外部化の進展から家庭内調理代替の調理加工食品の増加、食品の安全・消費者の信頼確保へ対応するための品質管理へのエネルギー投入の増大など CO2 排出拡大の要因がある中で、2005 年度（平成 17 年度）の温室効果ガス排出量速報値データによれば、基準年（1990 年）比約 7.6%の削減見込みとなっている。
2. 課題	○食品製造業の計画策定済み団体の CO2 排出量のカバー率は 4 割程度でありカバー率の向上が必要である。このため、未策定業界団体の早急な計画の策定を促すとともに、未参加企業の参画を促し、カバー率を高めていくことが重要である。